

入札説明書

1 契約件名 令和8年度下越森林管理署及び村上支署公用自動車の点検等業務

2 入札公告日 令和8年8月19日

3 入札及び 令和8年9月15日 午前10時00分入札開始
開札日時 午前10時05分締切
午前10時06分開札

※紙入札方式で参加する者は、午前9時50分までに入札会場へ集合してください。

4 会場 下越森林管理署 1階 会議室

5 契約期間 自 契約締結日
至 令和9年3月31日

6 入札方法

入札公告3の(1)のとおり行います。なお、紙入札方式による参加を希望される者は、事前に下越森林管理署総括事務管理官へお問い合わせください。

7 入札説明資料等

(1) 関東森林管理局署等競争契約入札心得

(ホームページからダウンロードし熟知すること。)

(2) 「業務請負単価契約書(案)」

(3) 別紙1 「公用自動車の点検業務仕様書」

(4) 別紙2 「単価表」

(5) 別紙3 「令和8年度自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表」

(6) 別紙4 「発注書」

(7) 別紙5 「追加整備発注書」

(8) 「提案書(自動車分解整備工場一覧他 事前参考見積付き)」

(9) 「入札書(別紙2 単価表(内訳書)付き)」

(10) 様式第6号(第4条)「委任状」

※入札公告5の(3)のとおり下記証明書等を令和8年9月11日午後3時00分までに下越森林管理署総務グループに提出し、その審査をもって入札参加許可を受けてください。

- 【証明書等】
- 1 資格確認通知書（全省庁統一資格）の写し
 - 2 自動車分解整備工場一覧
 - 3 事前参考見積

※入札する際には、入札書に単価及び金額を記入した別紙２「単価表（内訳書）」を添付することとし、添付が無き入札書は無効とします。

(案)

業務請負単価契約書

- 1 契約件名 令和8年度下越森林管理署及び村上支署公用自動車の点検等業務
- 2 仕様内容 別紙1「公用自動車の点検等業務仕様書」のとおり
- 3 予定契約
総金額 ￥ .一
なお、それぞれの項目における単価は別紙2の単価表のとおりとする。
(うち取引税に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ .一)
- 4 契約期間 令和8年9月 日から令和9年3月31日まで
- 5 履行期限 発注の都度指示
- 6 契約保証金 免除

上記の業務について、分任支出負担行為担当官 下越森林管理署長 藪 弘道（以下「甲」という。）と分任支出負担行為担当官 下越森林管理署村上支署長 井上 修三（以下「乙」という。）と請負者〇〇 〇〇（以下「（丙）」という。）とは、上記各項及び契約条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

以上の締結の証として、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、甲、乙、丙各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 新潟県新発田市大手町4-4-15
分任支出負担行為担当官
下越森林管理署長 藪 弘道 印

乙 新潟県村上市緑町3-1-13
分任支出負担行為担当官
下越森林管理署村上支署長 井上 修三 印

丙 住所
氏名

印

契約条項

(目的)

- 第1条 甲（又は乙（甲又は乙の指定した職員を含む。））は、頭書の業務の提供を必要とする場合は、項目、数量、履行年月日その他必要な事項を記載した別紙4の発注書を発行し、これを丙に交付して業務履行の指示をするものとする。
- 2 丙は、前項に定める発注書の交付を受けた場合は、当該発注書に従い、頭書の業務を頭書の契約単価をもって確実に履行しなければならない。
- 3 発注書の指示内容が別紙3「令和8年度自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表」（以下「一覧表」という。）の点検等の内容から、変更されている場合は、発注書を優先するものとする。
- 4 頭書の予定契約総額及び一覧表の点検等の内容における数量は、甲（又は乙）の都合により変更になる場合がある。このことについて、丙は、不服の申出はできない。
- 5 この契約による契約単価の有効期限は、頭書の契約期間とする。

(納入期限の延長)

- 第2条 丙は、発注書に定める期日内に業務の履行を完了することができない場合は、あらかじめ、甲（又は乙）に対し遅延の理由及び履行完了見込み日を明らかにした書面を提出して、期限延長の承認を求めなければならない。

(延滞金)

- 第3条 甲（又は乙）は、丙が発注書に定める期日内に、業務の履行を完了できない場合において、その後甲の定める期限までに完了できる見込みがあるときは、丙に対し延滞金を請求することができる。ただし、その延滞が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りではない。
- 2 前項の延滞金は、履行期限の翌日から履行完了日までの遅延日数1日につき、発注書に定める数量に頭書の契約単価を乗じて得た額の年3%に相当する額とする。
- 3 第1項の延滞金の請求は、甲（又は乙）がこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げるものではない。

(整備の追加)

- 第4条 丙は、第1条第2項の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、発注書に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに甲（又は乙（甲又は乙の指定した職員を含む。））に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備に係る費用の見積

をするものとする。

- 2 甲（又は乙）は、前項の丙の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、当該内容について本契約とは別途の請負契約を乙（丙）と締結するものとする。

（検査）

第5条 丙は、業務の履行を完了したときは、その旨を甲（又は乙）に通知し、甲（又は乙）の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 検査職員は、前項の通知を受けた日から5日以内に当該成果品について検査を行うものとする。
- 3 丙又は丙の使用人は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って、検査に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の場合において、丙又は丙の使用人が検査に立ち会わないときは、検査職員は、丙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、丙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

（損失負担）

第6条 丙は、業務の実施について甲（又は乙）に損害を与えたときは、直ちに甲（又は乙）に報告し、損害を賠償しなければならない。

- 2 丙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲（又は乙）に報告し、丙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲（又は乙）の責に帰すべき事由によるときは、その限度内において甲（又は乙）の負担とする。
- 3 丙は、丙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

（代金の請求及び支払）

第7条 丙は、業務の履行を完了し検査職員の検査に合格したときは、毎月分又は数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を甲に請求することができる。

- 2 甲（又は乙）は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を丙に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、丙に返送した場合には、甲（又は乙）がその返送した日から丙の適法な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に参入しない。
- 3 丙が、第1項の請求書を発行する場合は、一覧表の請求書相手先に該当する車両毎に取りまとめの上、甲又は乙宛て請求書を取りまとめて作成しそれぞれに請求す

るものとする。

(支払遅延利息)

第8条 甲（又は乙）の責に帰する理由により、前項の支払期限までに代金を支払わないときは、甲（又は乙）は、支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の支払遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、支払遅延が天災地変等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に参入せず、また、遅延利息を支払い日数に計算しないものとする。

(保証)

第9条 丙は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと丙が認めたときは、その不具合箇所を丙の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、丙の発行する整備保証書による。

(契約の変更)

第10条 経済情勢の激変等により、頭書に定める契約単価が著しく不当であると認められる場合は、甲、乙、丙協議して契約変更することができる。

(業務の履行責任)

第11条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、甲（又は乙）は、丙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完と共に損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲（又は乙）が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲（又は乙）は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 丙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲（又は乙）がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲（又は乙）が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を丙に通知しないときは、甲（又は乙）は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 前項の規定は、業務が終了した時において、丙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。
- 5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

（甲（又は乙）の催告による解除権）

第12条 甲（又は乙）は、丙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲（又は乙）が認めたとき。
- (2) この契約に関し、不正行為をしたと甲（又は乙）が認めたとき。
- (3) 天災その他不可抗力以外の理由により契約の解除を申し出たとき。

（甲（又は乙）の催告によらない解除権）

第13条 甲（又は乙）は、丙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 丙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、丙がその債務の履行をせず、甲（又は乙）が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 第 17 条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、甲（又は乙）は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（甲（又は乙）の責めに帰すべき事由による場合）

第 14 条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲（又は乙）は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（甲（又は乙）の任意解除権）

第 15 条 甲（又は乙）は、業務が完了しない間は、第 12 条又は第 13 条に定める場合のほか、甲（又は乙）の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲（又は乙）は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより丙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償）

第 16 条 甲（又は乙）は、第 12 条及び第 13 条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（丙の催告による解除権）

第 17 条 丙は、甲（又は乙）がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（丙の催告によらない解除権）

第 18 条 丙は、甲（又は乙）がこの契約に違反し、その違反によって作業を継続することが不可能となったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（丙の責めに帰すべき事由による場合）

第 19 条 第 17 条及び前条に定める事項が丙の責めに記すべき事由によるものであるときは、丙は、第 17 条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第 20 条 第 12 条又は第 13 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲（又は乙）は丙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- (1) 丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 丙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 丙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(談合等の不正行為に係る解除)

第 21 条 甲（又は乙）は、この契約に関し、丙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行なったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行なったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。
- (2) 丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 丙は、この契約に関して、丙又は丙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲（又は乙）に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 22 条 丙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲（又は乙）が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約期間中に必要とする予定契約総金額の 100 分の 10 に相当する額を甲（又は乙）が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 丙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の予定契約総金額の100分の10に相当する額のほか、予定契約総金額の100分の5に相当する額を違約金として甲（又は乙）が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 丙が甲（又は乙）に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 丙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲（又は乙）に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲（又は乙）がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（債権債務の相殺）

- 第23条 甲（又は乙）は、この契約により丙から甲（又は乙）に支払うべき債務が生じたときは、売買代金と相殺することができる。この場合において、丙の支払うべき金額が甲（又は乙）の支払うべき金額を超過するときは、丙は、その不足額について甲（又は乙）の指示するところによりこれを納入しなければならない。
- 2 丙が、この契約に基づく延滞金、違約金又は賠償金を甲（又は乙）の指定する期限までに納付しないときは、甲（又は乙）は、丙から遅滞日数1日につき年3%の割合で計算した遅滞金を徴収する。

(権利義務の譲渡等)

第 24 条 丙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲（及び乙）の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

(契約外事項)

第 25 条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲、乙、丙協議の上、定めるものとする。

(紛争解決の方法)

第 26 条 この契約について紛争を生じた場合は、甲、乙、丙協議して選定した第三者の調停により解決するものとする。

(特約事項)

別紙特約条項のとおり

別紙特約条項

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 暴力的な要求行為
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- （5） その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、

かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としな
- いことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙 1

公用自動車の点検等業務仕様書

1 対象物品

対象物品は、別紙 3「令和 8 年度自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表（以下「一覧表」という。）」に定める自動車である。

車体検査、定期点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、請負者は点検を実施した結果、予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、分任支出負担行為担当官又はその補助者（以下「契約担当職員」という。）に連絡の上、指示を受けるものとする。

2 請負内容

- (1) 請負者は、契約担当職員の発行する発注書（以下「発注書」という。）に基づき、一覧表に定める車両引渡場所より車両を引取り、発注書に定める点検・検査等を実施の上、納車場所に返還するものとする。

- (2) 発注書及び別紙 2「単価表」における項目の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 48 条に基づく点検をいう。

イ 継続検査（車検）とは、法第 62 条に基づく検査をいう。

ウ 保安検査確認とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものをいう。

エ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は請負者が自己の負担において用意する。

オ スチーム洗浄とは、車体、エンジンルーム及び下回りの温水による高圧洗浄機での清掃をいう。

カ 下回り塗装とは、シャーシ等に施す錆止め塗装をいう。

キ 車内清掃及び外回り洗浄とは、車内の粉塵等ゴミの除去、マットの清掃、樹脂及び鉄製部分の拭き掃除、外回りの洗浄及び拭き掃除、ボディへのワックス掛けの作業をいう。

ク 車両陸送とは、車両引渡場所から自動車分解整備工場までの引取り及び自動車分解整備工場から車両引渡場所までの納車の作業をいう。

ケ 代車とは、点検等の期間中、臨時的に別の自動車を配備することである。なお、代車の配備に当たっては、任意保険（対人及び対物保険）に加入している車両であること。また、林道等の走行に適した車両であること。

コ 追加発注

上記以外の業務について、契約担当職員は請負者に依頼できるものとする。

3 その他

請負者は、車両の返還に当たっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に、完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

単価表

件名(項目)		数量	単位	単価	金額
自動車重量税	乗用自動車(自家用) 車両重量1.0トンまで 2年	1	台	16,400	16,400
	乗用自動車(自家用) 車両重量1.5トンまで 2年	2	台	24,600	49,200
	乗用自動車(自家用) 車両重量1.5トンまで 2年 13年経過	2	台	34,200	68,400
	乗用自動車(自家用) 車両重量1.5トンまで 2年 エコカー減税	0	台	0	
	乗用自動車(自家用) 車両重量2.0トンまで 2年	2	台	32,800	65,600
	乗用自動車(自家用) 車両重量2.0トンまで 2年 13年経過	2	台	45,600	91,200
	乗用自動車(自家用) 車両重量2.0トンまで 2年 エコカー免税	1	台	0	
	検査対象軽自動車(自家用) 2年	2	台	6,600	13,200
	検査対象軽自動車(自家用) 2年 13年経過	2	台	8,200	16,400
	検査対象軽自動車(自家用) 2年 エコカー減税	1	台	5,000	5,000
自動車重量税計(A)					325,400
自賠責保険料	乗用自動車(自家用) 本土 24か月契約	10	台	18,560	185,600
	検査対象軽自動車 本土 24か月契約	5	台	18,660	93,300
自動車損害賠償責任保険料計(B)					278,900
定期点検	12か月点検基本料(軽自動車)	3	式		
	12か月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1.0トン超1.5トン以下)	8	式		
	12か月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2トン以下)	1	式		
	車内及び外回り洗浄	12	式		
	車両陸送	12	往復		
	代車	12	式		
継続検査(車検) 基本料	24か月点検基本料(軽自動車)	5	式		
	24か月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1.0トン以下)	1	式		
	24か月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1.0トン超1.5トン以下)	4	式		
	24か月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2.0トン以下)	5	式		
継続検査(車検) スチーム洗浄	エンジン及び下回りスチーム洗浄(軽自動車)	5	式		
	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (乗用自動車:車両重量1トン以下)	1	式		
	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (乗用自動車:車両重量1トン超1.5トン以下)	4	式		
	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2.0トン以下)	5	式		
継続検査(車検) 下回り塗装	下回り塗装(軽自動車)	5	式		
	下回り塗装 (乗用自動車:車両重量1.0トン以下)	1	式		
	下回り塗装 (乗用自動車:車両重量1.0トン超1.5トン以下)	4	式		
	下回り塗装 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2.0トン以下)	5	式		
継続検査(車検) その他	室内及び外回り清掃	15	式		
	車両陸送	15	往復		
	代車	15	式		
	保安確認検査料(軽自動車)	5	式		
	保安確認検査料(軽自動車以外)	10	式		
	継続検査代行	15	式		
課税対象 計(C)					
消費税					
合計 (A)+(B)+(C)+消費税					

令和8年度 自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表

	対 象 車 両 共 通 事 項										定期点検				継続検査(車検)										自動車重量税	自賠責保険				車両引渡及び納車場所			場（※請求書発行相手先となる 合本欄を連名と加）	備考
	No.	車種名	登録番号	自動車 用途・自家用 の別又は 事業用の別	車台 番号	型式	車両重量 (kg)	車両総重量 (kg)	登録／交付年月日	車検満了日	定期点検又は 車検の予定年月	1 2ヶ月点検基本料	車内及び外回り洗淨	車 両 陸 送	代 車	車 検 (24ヶ月) 点検基本料	下 回 リ ス チ ー ム 洗 淨	エ ン ジ ン 及 び	下 回 リ 塗 装	車内及び外回り洗淨	保安確認検査	車 検 代 行	車 両 陸 送	代 車	自動車重量税	現在の保険期間			車検時の 保険料	事務所等 名称	住 所	連絡先 (電話番号)		
																										自	至	期間 (月)						
下越署	1	ニッサンエクストレイル	新潟301な8072	普通・乗用・自家用	NT32-078437	DBA-NT32	1,520	1,795	H29.12.14	R8.12.13	R8.11					○	○	○	○	○	○	○	○	○	32,800	R7.1.8	R9.1.8	24か月	18,560	下越森林管理署	新発田市大手町4-4-15	0254-22-4146	下越森林管理署長	
	2	スズキジムニー	新潟580な2053	軽自・乗用・自家用	JB23W-620335	ABA-JB23W	990	1,210	H22.2.17	R9.2.16	R9.1					○	○	○	○	○	○	○	○	○	8,200	R7.3.17	R9.3.17	24か月	18,660					13年経過
	3	ダイハツハイゼットトラック	新潟480せ27	軽自・貨物・自家用	S510P-0036377	EBD-S510P	810	1,270	H27.3.4	R9.3.3	R9.2					○	○	○	○	○	○	○	○	○	6,600	R7.4.4	R9.4.4	24か月	18,660					
	4	スズキエスクード	新潟301せ3263	普通・乗用・自家用	TDA4W-272292	CBA-TDA4W	1,620	1,895	H26.2.27	R9.2.26	R9.2					○	○	○	○	○	○	○	○	○	45,600	R7.2.27	R9.2.27	24か月	18,560					13年経過
	5	スズキエスクード	新潟301せ3264	普通・乗用・自家用	TDA4W-272277	CBA-TDA4W	1,620	1,895	H26.2.27	R9.2.26	R9.2					○	○	○	○	○	○	○	○	○	45,600	R7.2.27	R9.2.27	24か月	18,560					13年経過
	6	ホンダベゼル	新潟301ぬ7483	普通・乗用・自家用	RU2-1302292	DBA-RU2	1,280	1,555	H30.11.7	R9.11.6	R8.10	○	○	○	○											R7.12.7	R9.12.7	24か月	-					川東(森)
	7	ダイハツビーゴ	新潟502さ2927	小型・乗用・自家用	J210G-2000314	ABA-J210G	1,200	1,475	H24.11.28	R9.11.27	R8.10	○	○	○	○											R7.12.27	R9.12.27	24か月	-					中条(森)
	8	ダイハツビーゴ	新潟502そ4843	小型・乗用・自家用	J210G-2000780	ABA-J210G	1,200	1,475	H26.2.19	R9.2.18	R9.1					○	○	○	○	○	○	○	○	○	34,200	R7.3.17	R9.3.17	24か月	18,560					13年経過
	9	ニッサンエクストレイル	新潟301た2804	普通・乗用・自家用	NT32-510738	DBA-NT32	1,500	1,775	H27.3.10	R10.3.9	R9.2	○	○	○	○											R8.4.10	R10.4.10	24か月	-					村杉(森)
	10	ニッサンエクストレイル	新潟301た2803	普通・乗用・自家用	NT32-510737	DBA-NT32	1,500	1,775	H27.3.10	R10.3.9	R9.2	○	○	○	○											R8.4.10	R10.4.10	24か月	-					村松(森)
	11	ホンダベゼル	新潟301の8753	普通・乗用・自家用	RU2-1305550	DBA-RU2	1,270	1,545	R1.11.1	R8.10.31	R8.9					○	○	○	○	○	○	○	○	○	24,600	R6.12.1	R8.12.1	24か月	18,560					三川(森)
	12	ホンダNバン	新潟480つ4633	軽自・貨物・自家用	JJ2-3014787	HBD-JJ2	1,000	1,460	R1.12.6	R9.12.5	R8.11	○	○	○	○											R8.1.6	R10.1.6	24か月	-					三川(森)
	13	ダイハツロッキー	新潟502み9138	小型・乗用・自家用	A210S-0010434	5BA-A210S	1,040	1,315	R2.12.23	R9.12.22	R8.11	○	○	○	○											R8.1.21	R10.1.21	24か月	-					エコカー
	14	ダイハツハイゼットカーゴ	新潟480と9454	軽自・貨物・自家用	S710V-0029587	5BD-S710V	950	1,410	R4.11.7	R8.11.6	R8.10					○	○	○	○	○	○	○	○	○	5,000	R6.12.7	R8.12.7	24か月	18,660					中条供用
	15	スズキエスクード	新潟301も6002	普通・乗用・自家用	TSMLYEH1S00C83140	5AA-YEH1S	1,320	1,595	R6.3.4	R9.3.3	R9.2					○	○	○	○	○	○	○	○	○	24,600	R6.3.4	R9.4.4	37か月	18,560					
村上支署	16	スズキエスクード	新潟301さ3475	普通・乗用・自家用	TDA4W-270787	CBA-TDA4W	1,620	1,895	H25.2.25	R10.2.24	R9.2	○	○	○	○											R8.3.25	R10.3.25	24か月	-	下越森林管理署 村上支署	村上市緑町3-1-13	0254-53-2151	下越森林管理署 村上支署長	13年経過
	17	ミツビシエクリプスクロス	新潟301も4661	普通・乗用・自家用	GL3W-0605276	5LA-GL3W	1,900	2,175	R6.2.9	R9.2.8	R9.1					○	○	○	○	○	○	○	○	○	免除	R6.2.9	R9.3.9	37か月	18,560					5年度更新
	18	スズキジムニー	新潟580な2054	軽自動車・乗用・自家用	JB23W-620153	ABA-JB23W	990	1,210	H22.2.17	R9.2.16	R9.1					○	○	○	○	○	○	○	○	○	8,200	R7.3.17	R9.3.17	24か月	18,660					13年経過
	19	ミツビシパジェロミニ	新潟580ぬ1919	軽自動車・乗用・自家用	H58A-1002517	ABA-H58A	980	1,200	H22.12.9	R9.12.8	R8.11	○	○	○	○											R8.1.7	R10.1.7	24か月	-					13年経過
	20	ニッサンエクストレイル	新潟301は4540	普通・乗用・自家用	NT32-313480	DBA-NT32	1,510	1,785	R2.2.28	R9.2.27	R9.2					○	○	○	○	○	○	○	○	○	32,800	R7.3.26	R9.3.26	24か月	18,560					
	21	ダイハツビーゴ	新潟502そ5003	小型・乗用・自家用	J210G-2000783	ABA-J210G	1,200	1,475	H26.2.20	R9.2.19	R9.1					○	○	○	○	○	○	○	○	○	34,200	R7.3.18	R9.3.18	24か月	18,560					村上(森)
	22	スバルフォレスター	新潟301て9346	普通・乗用・自家用	SJ5-094999	DBA-SJ5	1,500	1,775	H29.1.27	R10.1.26	R9.1	○	○	○	○											R8.2.27	R10.2.27	24か月	-					13年経過
	23	ダイハツロッキー	新潟503せ353	小型・乗用・自家用	A210S-0024793	3BA-A210S	1,040	1,315	R7.3.12	R10.3.11	R9.2	○	○	○	○											R7.3.12	R10.4.12	37か月	-					塩野町(森)
	24	スズキクロスビー	新潟502も1183	小型・乗用・自家用	MN71S-216105	4AA-MN71S	1,000	1,275	R4.3.7	R9.3.6	R9.2					○	○	○	○	○	○	○	○	○	16,400	R7.4.7	R9.4.7	24か月	18,560					6年度更新
	25	スバルフォレスター	新潟301て9348	普通・乗用・自家用	SJ5-095000	DBA-SJ5	1,500	1,775	H29.1.27	R10.1.26	R9.1	○	○	○	○											R8.2.27	R10.2.27	24か月	-					関谷(森)
	26	ダイハツハイゼット	新潟480せ 28	軽自動車・貨物・自家用	S510P-0036473	EBD-S510P	810	1,270	H27.3.4	R9.3.3	R9.2					○	○	○	○	○	○	○	○	○	6,600	R7.4.4	R9.4.4	24か月	18,660					
	27	スズキエブリイ	伊豆480か2072	軽自動車・貨物・自家用	DA17V-304685	HBD-DA17V	900	1,360	H30.3.5	R10.3.4	R9.2	○	○	○	○											R8.4.5	R10.4.5	24か月	-					女川(森)
	合計										12	12	12	12	15	15	15	15	15	15	15	15	15	325,400				278,900						

発 注 書

令和 年 月 日

契約予定者 殿

分任支出負担行為担当官
下越森林管理署長 藪 弘道
(担当：総務グループ ○○ ○○)
(連絡先：0254-22-4146)

令和 8 年 月 日付け契約の令和 8 年度下越森林管理署及び村上支署公用自動車の点検等業務（以下「契約書」という。）について、当該契約条項第 1 条第 1 項に基づき、下記のとおり点検整備を申し込みます。

記

1 点検車両、内容等

点検車両、内容等は契約書別紙 3「自動車点検等委託車両及び整備内容一覧表」（以下「一覧表」という。）の NO. _____ のとおり。

(対象車両)

○○○○○ ○○○○○○○ (点検・車検)

なお、次項の追加整備等に記載がある場合は、契約書第 4 条第 1 項の追加整備が必要と判断したと見なすので、直ちに、この費用に係る見積書を提出すること。

また、提出された見積書を支出負担行為担当官が適正と判断した場合は、同条第 2 項の追加整備発注書の交付がされたものとし、提出した見積書の内容による作業を実施すること。作業実施後において、検査職員の検査に合格した場合は、請求書を契約書に基づく請求書と別様にて発行すること。

2 追加整備等

(1) _____

(2) _____

3 履行期限 令和 年 月 日

4 その他特記事項

請負者は、上記 1 及び 2 における点検整備を実施した結果、この発注書の内容以外の整備を必要と判断した場合は、直ちに発注者に通知するとともに、その追加整備項目が契約書に単価の定めのない項目であるときは、当該追加整備に係る費用の見積書を速やかに提出すること。

なお、追加整備に係る契約条件についても令和 8 年 月 日締結の令和 8 年度下越森林管理署及び村上支署の公用車の点検等業務と同様のものとする。

発 注 書

令和 年 月 日

契約予定者 殿

分任支出負担行為担当官
下越森林管理署村上支署長 井上 修三
(担当：総務グループ ○○ ○○)
(連絡先：0254-53-2151)

令和 8 年 月 日付け契約の令和 8 年度下越森林管理署及び村上支署公用自動車の点検等業務（以下「契約書」という。）について、当該契約条項第 1 条第 1 項に基づき、下記のとおり点検整備を申し込みます。

記

1 点検車両、内容等

点検車両、内容等は契約書別紙 3「自動車点検等委託車両及び整備内容一覧表」（以下「一覧表」という。）の NO. _____ のとおり。
(対象車両)
○○○○○ ○○○○○○○ (点検・車検)

なお、次項の追加整備等に記載がある場合は、契約書第 4 条第 1 項の追加整備が必要と判断したと見なすので、直ちに、この費用に係る見積書を提出すること。

また、提出された見積書を支出負担行為担当官が適正と判断した場合は、同条第 2 項の追加整備発注書の交付がされたものとし、提出した見積書の内容による作業を実施すること。作業実施後において、検査職員の検査に合格した場合は、請求書を契約書に基づく請求書と別様にて発行すること。

2 追加整備等

(1) _____

(2) _____

3 履行期限 令和 年 月 日

4 その他特記事項

請負者は、上記 1 及び 2 における点検整備を実施した結果、この発注書の内容以外の整備を必要と判断した場合は、直ちに発注者に通知するとともに、その追加整備項目が契約書に単価の定めのない項目であるときは、当該追加整備に係る費用の見積書を速やかに提出すること。

なお、追加整備に係る契約条件についても令和 8 年 月 日締結の令和 8 年度下越森林管理署及び村上支署の公用車の点検等業務と同様のものとする。

追 加 整 備 発 注 書

令和 年 月 日

契約予定者 殿

分任支出負担行為担当官
下越森林管理署長 藪 弘道
(担当：総務グループ ○○ ○○)
(連絡先：0254-22-4146)

令和 年 月 日交付の発注書による点検整備において、貴社より追加整備が必要との判断の下、提出された見積書については、追加整備が必要であり、かつ、価格も適正と認められるので、当該契約条項第4条第2項に基づき、点検整備を依頼する。

(見積車両)

○○○○○ ○○○○○○○

なお、本通知をもって別途の契約の締結とするので、提出した見積書の内容による作業を実施すること。作業実施後においては、検査職員の検査に合格した場合は、請求書を契約書に基づく請求書と別様にて発行すること。

追 加 整 備 発 注 書

令和 年 月 日

契約予定者 殿

分任支出負担行為担当官
下越森林管理署村上支署長 井上 修三
(担当：総務グループ ○○ ○○)
(連絡先：0254-53-2151)

令和 年 月 日交付の発注書による点検整備において、貴社より追加整備が必要との判断の下、提出された見積書については、追加整備が必要であり、かつ、価格も適正と認められるので、当該契約条項第4条第2項に基づき、点検整備を依頼する。

(見積車両)

○○○○○ ○○○○○○○

なお、本通知をもって別途の契約の締結とするので、提出した見積書の内容による作業を実施すること。作業実施後においては、検査職員の検査に合格した場合は、請求書を契約書に基づく請求書と別様にて発行すること。